

改正後	現行
<p>(理事会)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 理事会を招集するには、各<u>理事及び監事</u>に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を<u>書面又は電磁的方法</u>により通知しなければならない。</p> <p>6-10 (略)</p> <p>11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 ⑯</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 議長は、理事会の開催の<u>場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</u>及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、<u>出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名</u>し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。 ⑰</p> <p>3 (略)</p> <p>(評議員会)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。 ⑱</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(理事会)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 理事会を招集するには、各<u>理事</u>に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を<u>書面</u>により通知しなければならない。</p> <p>6-10 (略)</p> <p>11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき<u>書面</u>をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 ⑯</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 議長は、理事会の開催の<u>場所</u>及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、<u>議長及び</u>出席した理事のうちから互選された理事2名以上<u>が署名押印</u>し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(評議員会)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。 ⑰</p> <p>3・4 (略)</p>

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6-8 (略)

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 ⑯

10-12 (略)

(議事録)

第23条 第21条第1項の規定は、評議員会の議事録に作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。 ⑰

(諮問事項)

第24条 (略)

(1) (略)

〔(2) 事業に関する中期的な計画 ⑲ 〕

(3)-(11) (略)

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。 ⑳

(1)-(3) (略)

2・3 (略)

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6-8 (略)

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。 ⑯

10-12 (略)

(議事録)

第23条 第21条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 (略)

(1) (略)

〔(2) 事業に関する中期的な計画 ⑱ 〕

(3)-(11) (略)

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。 ⑲

(1)-(3) (略)

2・3 (略)

(予算及び事業計画)〔(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画) ⑱〕
第35条 (略)

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。 ⑲

(情報の公開) ⑳
第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
(1)-(4) (略)

<作成上の注意事項>

① -⑱ (略)

⑰ 議事録の真正性及び非改変性を担保する観点から、出席者全員による署名又は記名押印を行うこと。出席者のうちから一定数の署名人を選出する取扱いとする場合は、署名人に監事を含めるとともに署名人による署名を行うこと(記名押印は不可)。

なお、電磁的記録をもって作成される議事録の場合は、署名又は記名押印に代えて、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう)の措置を講じること。

⑱ 評議員定数は理事定数の2倍をこえること。

⑲ [] は、中期的な計画を作成する場合のみ記述する。府所轄法人については、中期的な計画の作成は法令上の義務ではないが、文部科学大臣所轄法人と同様に中期的な視座に立った学校法人の運営が重要であることから、中期的な計画を作成することが望ましい。

(予算及び事業計画)〔(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画) ⑱〕
第35条 (略)

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。 ⑱

(情報の公開) ⑳
第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
(1)-(4) (略)

<作成上の注意事項>

① -⑱ (略)

⑰ 評議員定数は理事定数の2倍をこえること。

⑱ [] は、中期的な計画を作成する場合のみ記述する。府所轄法人については、中期的な計画の作成は法令上の義務ではないが、文部科学省所轄法人と同様に中期的な視座に立った学校法人の運営が重要であることから、中期的な計画を作成することが望ましい。

⑳ 法人の役員及び教職員の合計は評議員総数の3分の2以内とすることが望ましい。第1項1号の「職員」とは、「校長、教頭、事務職員等」である。

㉑ [] は、情報の公開を行う場合のみ記述する。府所轄法人については、情報公開は法令上の義務ではないが、公益法人として社会に向けた説明責任を果たす観点から、それぞれの実情に応じて、積極的な情報公開を行うことが望ましい。

⑲ 法人の役員及び教職員の合計は評議員総数の3分の2以内とすることが望ましい。第1項1号の「職員」とは、「校長、教頭、事務職員等」である。

㉒ [] は、情報の公開を行う場合のみ記述する。府所轄法人については、情報公開は法令上の義務ではないが、公益法人として社会に向けた説明責任を果たす観点から、それぞれの実情に応じて、積極的な情報公開を行うことが望ましい。